

第15回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月5日（火）午前10時～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 緊急事態措置の期間延長について
- (2) 府立学校の臨時休業について
- (3) 医療検査体制の強化について
- (4) 事業者等への支援について
- (5) その他

3 閉 会

第15回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月5日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	古川 博規
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	勝目 康
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稻垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警察本部長	植田 秀人
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

にテ
よレ
るビ
参会
加議
シス
テム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

緊急事態措置を実施すべき期間の延長を踏まえた 今後の方針(案)

令和2年5月5日

京都府

- 〈1〉 新型コロナウイルス感染拡大防止のための
京都府における緊急事態措置(5月5日改訂)
- 〈2〉 府立学校の臨時休業
- 〈3〉 医療検査体制の強化
- 〈4〉 事業者等への支援

〈1〉 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 京都府における緊急事態措置

(5月5日改訂)

4月17日に発効した新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置について、期間を延長する。

京都府緊急事態措置の概要

I. 区域 京都府全域

II. 期間 令和2年4月17日から令和2年5月31日

※5月中旬に、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案し、緊急事態措置の見直しを検討

III. 実施内容

1. 外出自粛の要請

2. イベントの開催自粛の要請

3. 施設の使用制限の要請 等

- (1) 基本的に休止を要請しない施設
- (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粛要請(特措法第45条第1項)

1. 府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

【生活の維持に必要な場合(例)】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達……生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し
- 健康維持……医療機関への通院、屋外での運動・散歩
- 仕事………必要な職場への出勤
⇒ただし、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組みを強く要請
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請
- その他……銀行、役所など

2 イベントの開催自粛要請(特措法第24条第9項)

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

- 開催規模:大小を問わない
- 場所:屋内、屋外を問わない
- 種類・内容:生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、
催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日改正)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請
(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) 応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	学校の休業期間については、地域の感染状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的な学校教育活動の再開を検討する。

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000m²を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) 応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000m²以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等 ※ただし、床面積の合計が100m ² 以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上で営業	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 床面積の合計が1,000m ² 超の施設に対する施設の使用停止要請 (休業要請)の趣旨を考慮し、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス 以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100m ² 以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上で営業	

参考 「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議を利用)
	・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員(出入り業者を含む。)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)
稼働時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やテレビ会議などを活用)

緊急事態措置コールセンター

特措法に定める要請等の措置に対する府民や事業者の皆様の御質問等に対応

名称: 京都府緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月17日(金)

開設時間: 平日9時~18時

※令和2年5月2日(土)~6日(水)は開設

受付方法: 専用電話(6回線)

受付電話番号: 075-414-5907

※京都府ホームページ上にもFAQを掲載

〈2〉 府立学校の臨時休業について

- ・臨時休業期間： 5月31日(日)まで

なお、休業期間については、地域の感染状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的な学校教育活動の再開を検討する。

臨時休業期間中の対応①

① 家庭学習の確保

- ・各府立学校の指導計画を踏まえた学習課題を課し、その学習状況や成果を確認するため、登校可能日等における対面での指導に加え、動画配信や教育用クラウドサービスの利用など、ICTを積極的に活用
※小中学生向けの家庭学習教材「京都府教育委員会からの挑戦状」をホームページで公開中

② 登校可能日等の設定

- ・希望生徒が学習課題等に関する質問を行える登校可能な日を設定
- ・地域の感染状況に応じて、感染症対策を徹底した上で、人数を絞り、登校時間を短縮した分散登校日を設けることなどにより、段階的に学校教育活動を再開することも検討

③ 特別支援学校について

- 各家庭で過ごすことを更に要請した上で、やむを得ず、自宅又は福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合には、特例的に学校で受け入れる。その際、スクールバスは「3密」に配慮しつつ運行する。なお、給食については提供しない。

④ 心のケアについて

- スクールカウンセラー等の派遣回数を拡充

〈3〉 医療検査体制の強化について

1. 入院医療体制の充実
2. 軽症者等への対応強化
3. PCR検査体制の充実
4. 医療資材の確保
5. 医療従事者への支援

1 入院医療体制の充実①

① 病床の確保

- ・ 重症者等の治療のための入院医療機関について、現在病床数約250床を確保しており、最大400床へ拡大

② 入院医療コントロールセンター

- ・ 京都・乙訓地域、山城地域、南丹以北の3ブロックごとに、重症度の高い患者に集中的に対応できる医療機関、軽症者を中心に治療する医療機関など、患者の症状に応じた的確な入院調整の実施
- ・ 入院や転院等を円滑に実施するため、旅客自動車運送業と連携した搬送車の運行など、患者搬送手段を拡充

1 入院医療体制の充実②

③ 施設内感染専門サポートチーム

- ・ 院内感染や、社会福祉施設内での集団感染に対して、早期に適切な感染拡大防止策を講じるため、感染症専門医・専門看護師、DMAT等で構成
- ・ 一般病院での新型コロナウイルス感染症受入れに際し、専門的見地からゾーニング等の助言や研修を実施

④ 妊産婦や新生児（周産期）等への対応

- ・ 妊産婦や新生児（周産期）、精神疾患患者、透析患者等が新型コロナ感染症に罹患した場合の医療体制を構築

2 軽症者等への対応強化

① 軽症者等が療養できる宿泊施設の整備

- ・ 重症者等の入院医療に支障が生じないよう、万全の二次感染防止対策を講じた上で、約340室（平安ホテル 68室、ホテルヴィスキオ京都 270室）を確保。5月中旬までに900室の確保を目指す

② 健康管理システムの導入

- ・ 心拍数や呼吸数の変化を自動で把握できる新たな健康管理システムの導入により、宿泊施設で療養される方の健康状態を的確に把握し、病状が悪化した場合には、速やかに入院医療コントロールセンターを通じて入院調整ができるよう体制を強化

3 PCR検査体制の充実①

① 帰国者・接触者外来の拡充

- ・ 地域の医療需要にきめ細かく対応するため、帰国者・接触者外来について、5月中旬までに京都市内を中心に40箇所に拡充

② 京都検査センターの設置

- ・ 地域の診療所においてPCR検査が必要と判断された患者が、迅速かつ適切に検査を受けることができるよう、京都府医師会と連携し、ドライブスルー方式を採用した「京都府・医師会京都検査センター」を府内5カ所に設置

3 PCR検査体制の充実②

③ PCR検査体制の拡充

- ・ 行政検査機関の北部拠点として中丹西保健所への検査機器の追加配備や民間検査機関や医療機関に対する検査機器整備補助、大学研究室等との連携などにより、PCR検査体制をさらに拡充(400検体／日)

④ 希望する全ての妊婦にPCR検査

- ・ 妊婦の安心・安全な分娩に寄与し、医療従事者の二次感染を防止するため、希望する全ての妊婦がPCR検査を受けられるよう、京都市と協調して、全額公費負担での検査を実施

4 医療資材の確保

① 京都府医療資材コントロールセンターの機能強化

- ・ 医療資材コントロールセンターにおいて、医療機関の保有状況や確保の見通し等定期的に把握し、N95マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、防護服等が不足しないよう、必要量を確保し計画的に配布
⇒治療や外来診療及び医療従事者の安全を確保

② 府内企業における医療資材の製造・調達確保

- ・ 長袖ガウン、フェイスシールド等の不足する医療資材について、府内企業に製造を呼び掛け、4月24日から納品を受け配布開始
- ・ 府内ものづくり企業との連携を強化し、医療資材の製造拡大を図る。

5 医療従事者への支援

命を守るために最前線で活動する医療従事者への支援を強化するため

① 安心の確保

- ・ 医療従事者がホテル等を利用された場合の宿泊費用を助成（上限1万円／日）し、家族等への感染リスクを軽減、安心して医療現場で従事できる環境の整備

② 院内感染リスク低減

- ・ 緊急手術時等のPCR検査費用を助成し、医療従事者の安全を確保し、診療機能の停止や医療崩壊を防止

〈4〉 事業者等への支援について

1. 緊急経営相談
2. 無利子・無保証料融資
3. 持続化給付金
4. 緊急応援補助金
5. 雇用調整助成金
6. 休業要請協力先への支援給付金
7. 「京もの指定工芸品」購入支援
8. 文化芸術関係事業者への支援
9. 農林水産事業者等への支援
10. 生活福祉資金の貸付け
11. 納税猶予等

1 緊急経営相談

中小企業緊急経営支援センター開設

- ・中小企業等の経営相談や支援制度の案内などを無料で行う緊急相談窓口を開設

・設置期間 令和2年5月1日(金)～当分の間
平日・休日 9:00～17:00

・設置場所 (公財)京都産業21 お客様相談室

・相談体制 中小企業診断士と京都産業21の職員が常駐
・相談先 電話 0120-555-182
メール keieicall@ki21.jp

2 無利子・無保証料融資(民間金融機関)

無利子・無保証料融資(民間金融機関)

- ・ 当初3年間無利子、無保証料(売上減少要件あり)
- ・ 後から金利補助する方式ではなく、最初からゼロ金利で貸付
- ・ 民間プロパー融資(保証付)からの借り換えも可能
- ・ 令和2年5月1日(金)～取扱開始

- ・ 対象要件 売上が減少した中小企業者個人事業主:▲5%以上
小・中規模事業者:▲15%以上
- ・ 融資上限 30,000千円(無担保)
- ・ 融資期間10年以内(据置期間5年以内)
- ・ 融資利率 0.9%(当初3年間無利子)

相談・受付機関

京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、北陸銀行、福井銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、中兵庫信用金庫、但馬信用金庫、京都府信用農業協同組合連合会、京都府信用漁業協同組合連合会

3 持続化給付金(国制度)

事業全般に広く使える給付金

- ・給付額 法人上限 200万円、個人事業者上限 100万円
- ・対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者(フリーランス含む)、各種法人
※売上が前年同月比50%以上減少
- ・申請 令和2年5月1日～受付開始
- ・問合せ先 「持続化給付金事業コールセンター」
0120-115-570(平日・休日8:30～19:00)

4 緊急応援補助金（府独自制度）

緊急応援補助金（府独自制度）

- ・ 感染防止対策、売上回復など様々な取組みに補助
- ・ 休業要請の対象か否かに関わらず幅広く対象

小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等 2／3(上限20万円)

中小企業

1／2(上限30万円)

企業グループ 2／3(上限:20万×事業者数+共通経費※)

※ 2社～4社10万円、5社～9社50万円、10社以上100万円

相談先

●中小企業・小規模事業者

中小企業緊急経営支援センター TEL 0120-555-182、(公財)京都産業21

●農林水産業者

各京都府農業改良普及センター、家畜保健衛生所、森林技術センター、水産事務所

●文化芸術関係者

「文化芸術関係者支援相談窓口」 TEL 075-414-5549

Mail soudan.bungei@pref.kyoto.lg.jp

5 雇用調整助成金①

雇用調整助成金

- ・ 従業員を全員解雇せず、賃金と同額の休業手当を支給した場合、従業員1名ごとに、1日につき8,330円助成

※教育訓練(京都府も実施)を受ける場合、10,730円助成(中小企業の場合)

問合せ先

「中小企業雇用継続緊急支援センター」(5月11日～)

「京都労働局助成金センター」(TEL 075-241-3269)

「最寄りのハローワーク」

5 雇用調整助成金②

中小企業雇用継続緊急支援センター（京都テルサ）

- ・雇用調整助成金の相談センターを、国・京都府共同で5月11日に開設
- ・現状は、初回の相談まで1ヶ月待ち、申請まで2～3回相談必要、支給は申請から1ヶ月
- ・申請窓口が増えることで、相談待ちの期間を短縮、申請書の作成アドバイス等により、相談回数を減らすことが可能

6 休業要請協力先への支援給付金

休業要請協力先への支援給付金

＜支給対象＞

休業要請に応じて、4月18日（遅くとも4月25日）から5月6日まで
休業や営業時間の短縮を行った中小企業・団体、個人事業主

※常用の従業員100人以下の団体も対象

＜支給額＞

中小企業・団体：20万円 個人事業主：10万円

＜申請方法＞

郵送、又は、パソコンやスマートフォン（準備中）から申請

5月7日（木）から受付開始予定

支援給付金の専用コールセンターも開設

電話 075-706-1300

（平日9:00～17:00 ※5/9（土）と5/10（日）は開設）

7 「京もの指定工芸品」購入支援(府独自制度)

「京もの指定工芸品」 購入支援 (府独自制度)

- 厳しい状況にある伝統産業のマーケットを支えていただく事業者への助成

・対象事業	「京もの指定工芸品」(食器(京焼・清水焼)、室内装飾(飾り扇子、丹後織物ベッドカバー)、観光客向けノベルティ(京くみひもストラップ)など)の購入経費を補助
・補助率	9／10以内
・補助上限	100万円

問合せ先

京都府商工労働観光部染織・工芸課 075-414-4856

8 文化芸術関係者への支援

京都府文化活動継続支援補助金

- 新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれている方々の活動継続に向けた取組を支援 2／3(上限20万円)

文化芸術関係者支援相談窓口

- 展覧会・公演等の中止・延期が相継ぐ中、仕事がなく深刻な状況に直面しているたり、文化芸術活動ができずに悩んでいる芸術家等を対象に、活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援を実施
 - 期間 4月30日(木)から 平日9:00～17:00
 - 相談方法 専用電話:075-414-5549
 - 電子メール:soudan.bungei@pref.kyoto.lg.jp

9 農林水産事業者等への支援

農林水産事業者等への支援

- ・ ブランド京野菜等の需要拡大、宇治抹茶の消費拡大、府内産花きの需要拡大、丹後とり貝の需要喚起・販路開拓、畜産農家の経営支援及び生産基盤の維持を目的に各種支援事業を実施
- ・ 農林水産事業者等に対する相談窓口<3/27設置済>において、4月補正予算の新規事業に係る農林水産事業者等への事業周知、ニーズに応じた事業活用の助言、申請手続きに係るサポート等を実施

相談窓口

補助事業 各広域振興局並びに本庁各事業所管課

農業関係 農業改良普及センター(7機関)

畜産関係 家畜保健衛生所(4機関)

林業関係 森林技術センター

水産関係 水産事務所

- ・ 4月28日(火)に各事業のPRチラシを作成、各相談窓口や市町村・関係団体等に配付
- ・ 農業改良普及員等を通じて農林水産事業者に事業内容を周知の上、事業活用に向けた伴奏支援を開始

10 生活福祉資金の貸付け

生活福祉資金の貸付け

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対し、資金の貸付けを実施
(生活福祉資金貸付制度における個人向け緊急小口資金等の特例貸付けの継続)

- ・ 貸付上限 10万円以内(学校等の休業等の特例20万円以内)
- ・ 償還期間等 2年以内(据え置き期間1年以内)
- ・ 貸付利子 無利子
- ・ 申請受付 市町村社会福祉協議会

11 納税猶予等

納税猶予（国税・府税・市町村税）

- 2月以降、収入が20%以上減少し、一時での納税が困難な納税者について1年間無担保・延滞税なしで納税を猶予（ほぼ全ての税目）

固定資産税等の軽減（市町村税）

- 売上が大幅に減少した中小企業・小規模事業者について、2021年度の固定資産税等を軽減（ゼロまたは1／2）

問合せ先

【国税】 国税局猶予相談センター〔大阪国税局〕 06-6630-3680

【府税】 京都府税務課 075-414-5234

【市町村税】 各市町村の税務担当課

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html>

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和2年5月5日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染状況（5月4日まで）

府内感染確認者総数	334人
-----------	------

(参考)

令和2年5月4日現在

PCR検査実施人数	PCR検査陰性者数	PCR検査陽性者数	状況				
			退院・解除	入院中・調整中	宿泊施設	自宅療養	死亡
4,909	4,575	334	210	87	22	3	12

※ PCR検査陰性者数には検査結果待ちの者を含める

※ 宿泊施設は4月15日から、自宅療養は4月17日から開始

2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期日	国等の動向等	京都府対応
1月22日(水)		部局長連絡会議(副知事)
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	部局長会議(知事)
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定) 府内感染者確認(1例目)	対策本部設置 第1回対策本部会議(知事)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	府市合同記者会見(知事)
2月1日(土)	指定感染症前倒し施行	
2月12日(水)		第2回対策本部会議(知事)
2月13日(木)	緊急対応策決定	
2月21日(金)		第3回対策本部会議(知事)
2月25日(火)	国対策基本方針決定 全国知事会対策本部設置	
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請	
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	第4回対策本部会議(知事)
3月2日(月)	関西広域連合対策本部設置	
3月3日(火)		第5回対策本部会議(知事)
3月5日(木)		第6回対策本部会議(知事)
3月9日(月)		緊急知事会見(知事)
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定	
3月11日(水)		第7回対策本部会議(知事)
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	
3月17日(火)		臨時知事会見(知事)
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	第8回対策本部会議(知事)
3月24日(火)		第9回対策本部会議(知事)
3月26日(木)	特措法に基づく政府対策本部設置	特措法に基づく府対策本部設置
3月28日(土)	基本的対処方針決定	

期日	国等の動向等	京都府対応
3月30日(月)		緊急知事会見(知事)
4月1日(水)	第10回国専門家会議 状況分析・提言	京都府専門家会議
4月2日(木)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長)
4月3日(金)		臨時記者会見(知事・教育長)
4月6日(月)		臨時記者会見(知事)
4月7日(火)	基本的対処方針改正 7都府県に緊急事態宣言発出	記者会見(教育長)
4月8日(水)		京都府専門家会議 第11回対策本部会議(知事)
4月10日(金)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長) 緊急事態宣言発出要請
4月14日(火)		臨時記者会見(知事)
4月16日(木)	基本的対処方針改正 47都道府県に緊急事態宣言発出	
4月17日(金)		第12回対策本部会議(知事) 緊急記者会見(知事)、緊急事態措置発表
4月22日(水)		臨時記者会見(知事)
4月23日(木)		定例記者会見(知事)、補正予算案発表
4月24日(金)		臨時記者会見(知事)
4月28日(火)		臨時記者会見(知事)
5月1日(金)		臨時記者会見(知事)
5月4日(月)	基本的対処方針改正 5月31日まで緊急事態宣言期間延長	京都府専門家会議

3 京都府の主な取組

(1)検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から36医療機関(5月1日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日、4月8日、9日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者の増加に伴う、重症患者や基礎疾患有する患者の増加に対応するため、入院患者等の受け入れ医療機関の調整等を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日、4月10日からDMAT隊員の派遣を要請)
- 保健所の感染・予防体制の強化を図るため、市町村保健師の派遣を要請(4月8日)
- 府内30病院へ病床の確保を依頼(知事、京大病院長、府立医大病院長連名)(4月3日～4月10日)
- 軽症者等について民間宿泊施設での療養(京都平安ホテル68室)を開始(4月15日から)

- 軽症者等向けの宿泊施設募集開始(募集結果:5,556室の応募あり)
- 不足する医療資材を安定的に確保する仕組みを構築するため、京都府医療資材コントロールセンターを設置(4月14日)
- 医療機関、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症の集団発生が疑われたときに、施設が早期に適切な感染防止策を講じることができるよう「施設内感染専門サポートチーム」を設置(4月26日)
- PCR検査を必要とする患者が適切に検査を受けることができるよう、京都府医師会の協力を得て、「京都検査センター」を設置(4月29日)

(検査実施状況)			(5月4日現在)		
検査機関	合計	京都府 京都市	民間検査 機関	検査センター	国立感染症 研究所
検査人数	4,909人	4,027人	843人	38人	1人
陽性	334人	290人	41人	2人	1人
陰性	4,575人	3,737人	802人	36人	0人

※ 検査陰性者数には検査結果待ちの者を含める

(2)府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号、5月号(予定))、新聞広告(3月14日、3月28日)等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施
　　テレビ(3月23日(知事)、4月27日(知事))
　　ラジオ(3月3日、3月10日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事)、4月7日(知事)、4月14日(知事)、4月21日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始(3月10日)
- LINE公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)
- 正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込(3月24日)や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知(3月23日から)
- LINE公式アカウントのタイムライン上に、知事からのビデオメッセージ『新型コロナウイルス感染症についての西脇隆俊京都府知事から府民の皆様へのお願い』を掲載(4月3日)
- 知事による報道番組等への出演(3月13日(KBS京都テレビ)、4月10日(読売テレビ)、4月15日(毎日放送・NHK)、4月17日(毎日放送・KBS京都テレビ)、4月18日(エフエム京都)、4月20日(関西テレビ)、4月23日(NHK)、4月24日(KBS京都)、4月28日(エフエム京都)、5月1日(KBS京都テレビ)予定)
- ゴールデンウィーク中の新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談窓口について周知。

(緊急事態措置コールセンター対応状況)

(5月4日現在)

	件 数	主な相談内容
4月17日～5月4日	8,340件	日平均521件

(新型コロナウイルス感染症専用相談窓口相談件数)

(5月4日現在)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～5月4日	14,570件	10,641件	日平均 329件
合計	15,466件	11,126件	
	26,592件		

(府民総合案内・相談センターへの各種意見・相談件数)

(4月26日現在)

	件数	主な意見等
1月	6	新型コロナウイルス対処法、感染防止対策について
2月	72	健康相談、感染者情報、イベント開催の有無について
3月	295	マスク不足、金融支援、自粛について
4月1日～5日	859	学校再開について
4月6日～12日	922	緊急事態宣言、給付金・融資・補償について
4月13日～19日	751	緊急事態措置、支援金について
4月20日～26日	408	休業要請に係る業種、支援給付金について

(3) 中小企業等への支援

○京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、2月13日に議決された「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)

(申込状況)4月24日時点 ※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証の合計申込 2,769件

○セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。

※指定期間は2月18日から6月1日まで

併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)

○セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加(全508業種)

※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)

○「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取(3月6日)

○国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金(危機関連枠)」融資制度を創設。従来の別枠保証(セーフティネット保証4号・5号)に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。(3月13日)

○府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表(3月18日)

○令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策(追加)として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援(※)」を実施(3月19日)

※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始(4月30日まで)農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始

- 「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取(3月26日)
- 「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議(3月26日)
- 府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル(雛形)を作成、各事業者へ周知(3月27日)
- 新型コロナウイルスの影響を受け、経営が困難となった中小企業を支援するため、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業21、京都府が共同し、「京都府新型コロナウイルス対策倒産・廃業防止緊急無料相談窓口」を設置(4月2日)
- 「京都金融対策トップ会議」を開催し、金融機関から意見等を聴取(4月3日)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴う京都府内の事業所における対応について、各事業者へ周知(4月8日)
- 「新型コロナ感染症の影響による特別就労相談窓口」でのWEBを通じたカウンセリング及びマッチング支援の実施(4月10日)
- 「京都金融支援ネットワークチーム会議」を開催し、金融機関の実務者から意見等を聴取(4月10日)
- 休業要請に協力いただいた中小企業・個人事業主に対する支援給付金創設を公表(4月17日)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置について、各事業者へ周知(4月17日)
- 緊急事態宣言を受け、スーパー・商店街等における配慮について、各事業者へ周知(4月24日)
- 京都市と連携して、民間金融機関による実質無利子・無保証料となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」融資制度を創設。(5月1日)
- 新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業等の経営相談に対応するために、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業21、京都府が共同し、「中小企業緊急経営支援コールセンター」を設置(5月1日)

(4) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ、3月19日に議決された生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。(3月25日～)
- ※申込:市区町村社会福祉協議会　問い合わせ:京都府社会福祉協議会
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けることができる場合がある旨周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)

(5) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援(対象期間:1月30日～3月31日)　申請15件

(6) 京都舞鶴港等の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに上陸拒否対象地域に滞在歴のある入国者についてはPCR検査の実施対象とすること、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

＜上陸拒否対象地域＞

- ・アジア:中国ほか9カ国
- ・大洋州:オーストラリアほか1カ国
- ・北米:米国ほか1カ国
- ・中南米:エクアドルほか10カ国
- ・欧州:英国ほか46カ国
- ・中東:イスラエルほか8カ国
- ・アフリカ:エジプトほか5カ国

計87カ国(4月3日～)

○京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・コスタ・ベネチア(4月3日予定) ・ル・ソレアル(4月29日予定)
- ・につぽん丸(5月1日) ・スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(5月7日予定)
- ・クイーン・エリザベス(5月10日予定) ・ル・ソレアル(5月15日予定)
- ・ブレーメン(5月18日予定) ・クアンタム・オブ・ザ・シーズ(6月3日)
- ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)

○宮津港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・ぱしふいいくびいなす(5月11日)

(7)府主催イベント等

今後の府主催イベント等について下記方針を確認(4月8日府対策本部会議)

○府主催イベントについては、屋外・屋内問わず、原則として当面5月6日まで全面中止する。

○府立体育館、府立植物園、文化博物館等、府関連の文化施設、社会教育施設等は、原則として当面5月6日まで閉館とする。

(8)府民へのメッセージ

○4月2日知事市長緊急メッセージ

- ・人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合等への参加、感染が拡大している首都圏や阪神圏への不要不急の往来等の自粛要請
- ・学生に対して、懇親会、新歓コンパ等の自粛要請
- ・帰国者に対して、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、健康管理に留意し、自宅待機を徹底
- ・事業者に対して、衛生管理の徹底はもとより、換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底等を要請○4月10日緊急事態宣言の要請にともなう知事市長緊急メッセージ
- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛を要請
- ・多人数での会食、10名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛、不要不急の買いだめの自粛等を要請
- ・大学等へ、当面、ゴールデンウィークを日程に、登校による授業開始の延期要請

○4月17日緊急事態措置に伴う知事緊急メッセージ

- ・対象期間は4月17日から5月6日まで
- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
- ・「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請
- ・イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請
- ・4月18日～5月6日の間、遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊戯施設、文教施設等の施設の使用制限の要請
- ・社会生活を維持する上で必要となる飲食店について、午前5時から午後8時までの営業とするよう要請

(9) 小中学校、高校等の臨時休業等

(公立学校)

- 府立学校については、令和2年5月 31 日(日)まで臨時休業を実施中
- 特別支援学校については、上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて受け入れを実施
- 市町(組合)立学校については、令和2年5月 31 日(日)まで(一部の市町を除き)臨時休業を実施中

(私立学校)

- 府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、5月 6 日(水)までの休業を要請(4月 17 日)
- 私立幼稚園については、保育が必要な園児の居場所確保への配慮を依頼(4月 17 日)
- 府内の私立小中高等学校・専修学校・各種学校については、5月 6 日(水)まで臨時休業を実施中
- 府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、京都府教育委員会が府立学校の臨時休業期間を5月 31 日まで延長した旨を通知し、適切な対応を要請(4月 28 日)

(保育園等)

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、原則、開所いただくよう市町村に依頼(2月 28 日)
- 緊急事態宣言後の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の対応について、感染拡大防止のため、家庭での保育等が可能な場合には利用を控えていただくこと、保育の提供の規模縮小の検討等について市町村に要請(4月 17 日)

(10) 府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月 25 日から適用)
時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月 5 日)
- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月 1 日から適用、国家公務員も同様)
- 在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月 17 日)
- 対象とする職員の在宅勤務(7割)の実施を指示(4月 14 日)

(11) 府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月 11 日)

(12) マスク等の配布

- 府の所持するマスク(約 71 万枚)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月 12 日～18 日)
- 国の緊急対応策第 2 弾において示された感染拡大防止策に基づき、マスクを医療機関や、府保有マスクを未配布の社会福祉施設等に配布。併せて、手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(3月 23 日～)

(13) 国への要望等

○全国知事会

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(2月 5 日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言(2月 21 日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明(2月 25 日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言(3月 5 日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言(3月 5 日)

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言(3月5日)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言(3月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望(3月18日)
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言(3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言(3月24日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言(3月25日)
- ・教育活動の再開等に関する意見書(3月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請(3月30日)
- ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4月2日)
- ・打倒コロナ！危機突破宣言(4月8日)
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言(4月8日)
- ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言(4月17日)
- ・ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでいのちとふるさと・日本を守ろう～(4月23日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(4月23日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(4月30日)

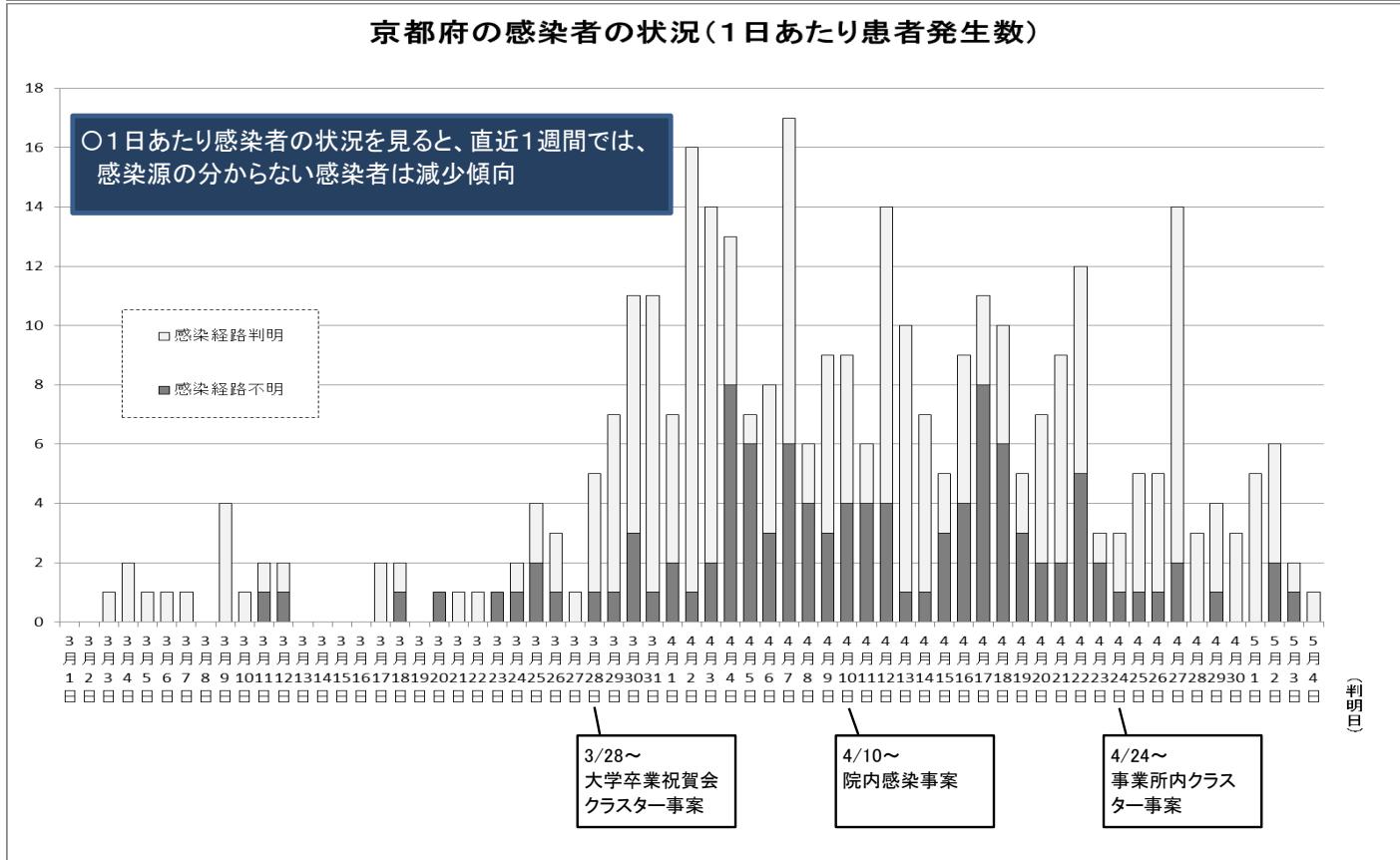
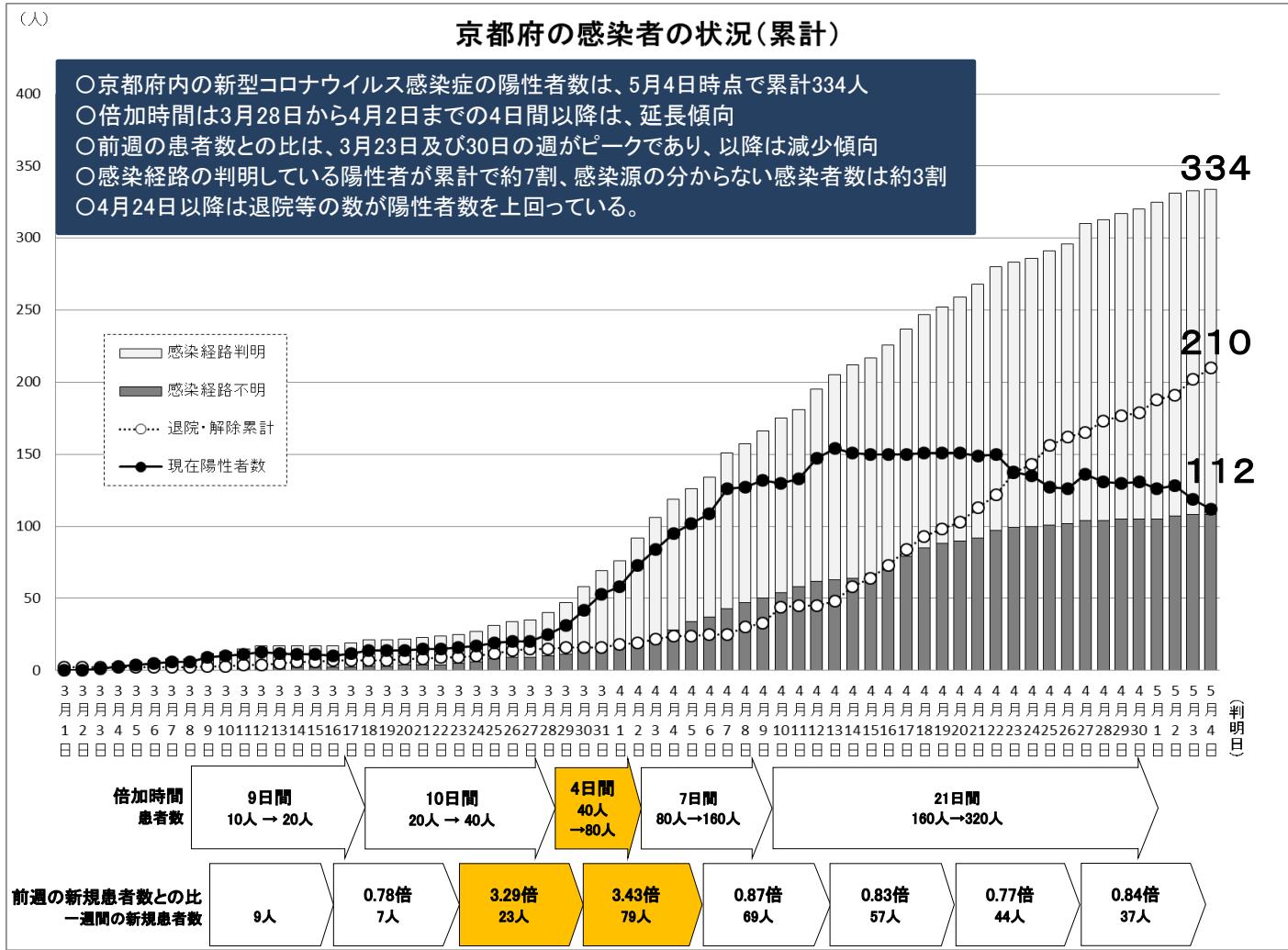
○関西広域連合

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3月19日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い(4月1日)
- ・新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ(4月8日)
- ・関西・外出しない宣言(4月8日)
- ・関西・GWも外出しない宣言～緊急事態をみんなで乗り越えよう～(4月23日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案(4月23日)

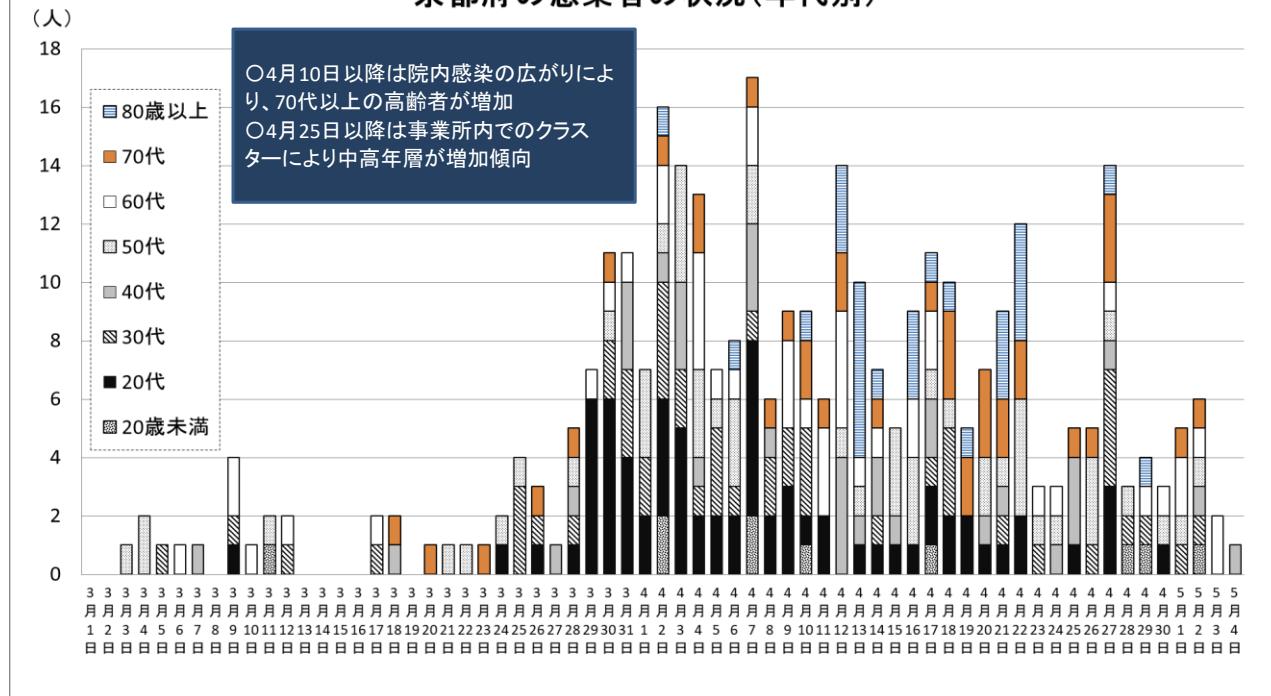
○京都府

- ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望(京都市、経済団体連名 3月9日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望(京都市連名 3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望(京都市・経済団体・労働者団体連名 3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望(京都市連名 4月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望(4月6日)
 - 1 命を守るための医療提供体制の整備と感染拡大防止策の強化
 - 2 府民生活の安定・雇用の維持と、事業者の倒産防止や事業継続の強力な支援
 - 3 感染終息後の、国の総力を挙げた経済活動の再生と、強くしなやかな経済の再構築
 - 4 地域の情勢に応じた対策の実施への十分な支援
- ・緊急事態宣言の要請について(4月10日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制確保に関する緊急要望(4月16日)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する緊急要望(4月17日)

京都府の感染者の状況



京都府の感染者の状況(年代別)



○京都、大阪、兵庫で感染者の年齢構成に大きな相違は見られない。
○生産年齢の中心となる20代から50代で約2/3を占める

